

事務連絡
令和6年4月25日

医療機関各位

小樽市保健所長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）
に基づく届出について（依頼）

平素より、保健行政につきましては、格別なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記につきまして、感染症法に定められた感染症を診断した医師の皆様には、届出をお願いしております。感染症法第12条に基づく医師の届出について下記のとおり対応をお願いいたします。

現在、麻疹が世界的に流行しております。行楽シーズンを控え、改めて届出の対応につきご確認をお願いいたします。また、結核については、例年届出について周知させていただいておりますが、本市の令和4年度の罹患率が11.9となっており、少数ながらも発生がみられます。別紙2を御参照の上、今後も適切な対応につき御協力をお願いいたします。

記

1 感染症法第12条に基づく医師の届出について

届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力をお願いしております。感染症サーベイランスシステムに登録されていない場合は、小樽市保健所にお問い合わせください。

閉庁時間（土日祝日、年末年始や夜間）に直ちに届出が必要な感染症を診断した場合は、感染症サーベイランスシステムにあわせて、小樽市保健所（0134-22-3117 閉庁時間においても警備につながります）に電話連絡もお願いいたします。

2 添付資料

別紙 【一部改正】麻しんの国内伝播事例の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）
（令和5年5月12日事務連絡）

別紙2 結核について

※添付資料は小樽市HP（以下のリンク）に掲載しております。

【医療機関・事業者の皆様へ】令和6年度感染症情報関係通知

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2024032700019/>



【問合せ先】

小樽市保健所 健康増進課

結核・感染症担当

TEL 0134-22-3110